

社会福祉法人巴会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人巴会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について、並びに、定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の委員及び福祉サービスに関する苦情解決規程第4条に規定する第三者委員（以下、「委員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等及び委員には、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金は支給しない。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (3) 評議員については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (4) 委員については、業務に応じた報酬のみを支給する。
- 2 非常勤役員等に対する退職慰労金は、非常勤役員等として円満に任期満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等及び委員の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等及び委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める額。
- (3) 非常勤役員等及び委員が職務（理事会、評議員会、その他会議等）のために市内の会議等に出席するための費用については支給しない。但し、市外及び県外出張をする場合には、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び委員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等及び委員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月21日とする。但し、当日が休日であるときは、直前の休日でない日とする。
- (2) 非常勤役員等（理事長を除く）及び委員に対する報酬については、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

なお、同規程の施行に伴い、「役員、評議員等の報酬及び費用弁償規程（最終改正：平成29年3月1日）」及び慶弔規程（最終改正：平成20年6月1日）第2条第1項別表1「法人役員の退職慰労金」の定めは廃止する。

この規程は、平成30年6月22日より改正施行する。

この規程は、令和元年7月1日より改正施行する。

別表1 (非常勤役員等及び委員の報酬)

(1) 評議員

項目	日額
評議員会への出席	13,000円
研修等への出席	8,000円

(2) 理事長

項目	日額	各年度支給上限額
勤務1日	19,000円	2,000,000円

(3) 理事 (理事長を除く)

項目	日額	各年度支給上限額
理事会への出席	13,000円	500,000円
研修等への出席	8,000円	

(4) 監事

項目	日額	各年度支給上限額
理事会への出席	13,000円	
監事監査への出席	13,000円	500,000円
研修等への出席	8,000円	

(5) 委員

項目	日額
評議員選任・解任委員会への出席	13,000円
苦情解決報告会への出席	10,000円

別表2 (退職慰労金)

在職期間	金額
1年以上、3年未満	30,000円
3年以上、10年未満	50,000円
10年以上、20年未満	100,000円
20年以上	200,000円